

中小企業信用保険法第2条第5項第5号（ロ）③の認定申請について

認定基準

- ① 経済産業大臣が、指定する業種に属する事業を行っていること。
- ② 指定業種に係る原油等の最近1か月間の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇していること。
- ③ 企業全体の売上原価のうち、指定業種に係る原油等の仕入価格が20%以上であること。
- ④ 指定業種の最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、指定業種の前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。
- ⑤ 企業全体の最近3か月間の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、企業全体の前年同期の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合を上回っていること。

※2つ以上の細分類業種を行っており、1つ以上の指定業種に属する事業者

提出書類

- ①認定申請書 2通

※登記してある社印、又は印鑑登録してある実印を押印する。

- ②原油価格等仕入価格・売上推移表 1通

- ③申請時点から直近3か月の売上が分かる書類 1通

※任意の表で可。ただし、相違ないことを社印、又は実印にて証明してあること。

- ④上記③に対する前年同期の売上が分かる書類 1通

※ 月別残高試算表、帳簿、元帳などによる月別の売上金額の確認できる書類の写し。

※ 試算表等と法人事業概況説明書の月別売上の売上高が原則として一致していること。

- ⑤その他申請書を作成するにあたり、原油仕入価格等の算出根拠となった資料 1部

- ⑥確定申告書 1部 ←法人の場合のみ

※ 青色表紙、決算報告書（決算書表紙、貸借対照表、損益計算書）、法人事業概況説明書（表・裏）の写し。

※ 比較する3か月が2決算期にまたがっている場合、法人事業概況説明書も2期分提出のこと。

- ⑦青色申告書（決算書含む）

白色申告書（収支内訳書含む）

いずれかの写し 1部 ←個人の場合のみ

- ⑧商業登記簿謄本 1通（写しでも可） ←法人の場合のみ

※3ヶ月以内に取得したもの。

- ⑨委任状 1通 ←代理人申請の場合のみ

※任意の様式で可。ただし、社印、又は実印の押印が必要。

注意事項：本認定とは別に金融機関と保証協会の審査があります。